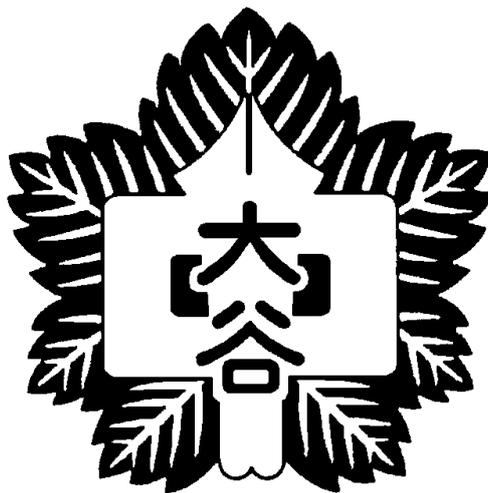


学校いじめ防止基本方針



(改定 令和7年3月)

小山市立大谷中学校

はじめに

本校は「いじめほどの生徒にも起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に全校を挙げて努めるものである。

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定（※）に基づき、生徒にとって学校が安全で安心できる場所となり、生徒がこれまで以上に楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの未然防止及び解決に向けた対策を総合的かつ効果的に推進するための学校いじめ防止基本方針を策定する。

※（いじめ防止対策推進法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) 基本理念

- ア 全ての生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- イ 全ての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、生徒が十分に理解できるようにする。
- ウ 小山市いじめ防止基本方針及び「いじめのない学校づくりに向けた提言」（小山市いじめ問題対策検討委員会）を踏まえ、多面的、総合的ないじめ防止に向けた取組を進める。
- エ 学校、市、家庭、地域社会その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指す。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わる仲間や集団における人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感ずる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

①いじめの未然防止

ア 教育活動全体を通して、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る。

イ 生徒が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉えその解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

②いじめの早期発見

ア 全職員が、生徒が発しているサインを見逃すことのないように、教師は「もしかしたら自分の学校や学級で、いじめが起きているかもしれない」という危機感をもって常に生徒に接するとともに、教職員相互の情報交換を密に図る。

イ いじめの早期発見のため、教育相談の実施や、スクールカウンセラーや学校相談員を活用するなど、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えるとともに、家庭、地域住民と連携して生徒を見守る。

ウ 教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③いじめの対処

ア いじめを把握した場合には、「校内いじめ対策委員会」を中心に事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

イ いじめられた生徒・保護者への親身な支援と、いじめたとされる生徒への背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。

ウ 思い悩んで相談してくる生徒の悩みを親身になって受け止め、いじめには迅速に対応することで、いじめの悪化を防止するとともに早期解決につなげるなど、いじめられている子どもの立場で考える。

エ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④家庭、地域住民との連携

ア 家庭、地域住民と密接に連携し、生徒を見守り、育む体制の整備に努める。

イ 家庭に対し、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めることや、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。

ウ 地域社会に対して啓発や協力を依頼する。

- ・学校と家庭、地域住民が協力して生徒を見守る取組を推進すること。
- ・いじめの疑いがある場合には、学校や関係機関等へ情報を提供すること。

⑤関係機関等との連携

ア 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所、市当局関係各課など関係諸機関との適切な連携の下、組織的な対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

ア いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に係る校内組織「校内いじめ対策委員会」を設置する。

イ いじめの事実確認については、「**校内いじめ対策組織**」を主体として行い、必要に応じて**SC・SSW・心の教室相談員等の関係職員**を加える。

ウ 学校だけで対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応に当たる。

(2) 校内いじめ対策委員会

①目的

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止・早期発見、迅速な対応を推進することを主たる目的とし、生徒にとって安全で安心な教育環境づくり、すなわち学校経営の目指す「夢や目標を実現する力を育てる学校づくり」に資する。

②構成 ※生徒指導部会、適応指導部会の構成員を兼ねる。

校長、教頭、(主幹教諭)、教務主任、生徒指導主事、適応指導担当、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任、(スクールカウンセラー)、(心の教室相談員)

③内容

ア いじめの防止に関する基本方針の策定及び取組の具体化(いじめ対策アクションプラン)に関すること。

イ いじめ対策アクションプランの進捗状況の評価及びプランの改善に関すること。

ウ 個々のいじめ対策の取組内容及びその実施に係る校内の調整に関すること。

- ・いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応
- ・生徒主体のいじめ防止に向けた取組
- ・いじめを許さない学級づくり
- ・いじめとその防止に関する理解を深めるための啓発
- ・いじめに関する調査及び相談体制
- ・教師の指導力の向上
- ・保護者の啓発及び協力依頼 等

エ **いじめられた(られている)生徒のケアとその保護者への支援**に関すること。

オ 情報通信機器を介したいじめや誹謗中傷等の防止に関すること。

カ 関係諸機関との連携に関すること。

キ その他、学校長より諮問を受けた事項に関すること。

④校内研修

ア 「学校いじめ防止基本方針」、「いじめ対策アクションプラン」等に基づいて、全校体制による取組の共通理解を図る。

イ 問題行動や学校生活上の問題を抱える生徒に関する情報を共有し、指導方針や指導體制及び指導の具体等について共通理解を図る。

ウ 生徒自身の問題解決に向けた能力や資質を育成するための教育活動の充実を図る。(学級経営、学級活動、生徒会行事等を通じた自主性、自主・自律の精神を育てるための研修)

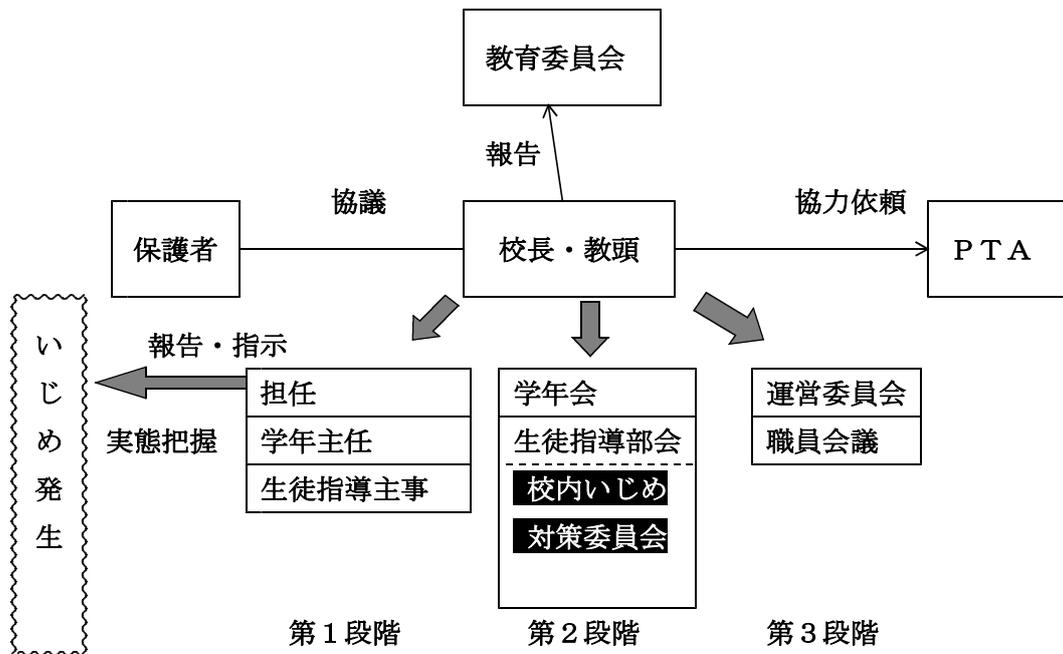
エ いじめ発見のためのチェックシートを活用して自己点検を行う。

⑤運 営

ア いじめの防止等に係る方針の策定や見直し及び具体的な取組の企画立案や、いじめの事象・事案に関する情報の共有をするために、定期的を開催する。

イ いじめの発生時は、学級担任・学年の教職員を含めて緊急の委員会を招集し、対応を協議する。

ウ 組織的な対応の流れ



(3) いじめの防止等の取組

①いじめの未然防止

「いじめほどの生徒にも起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 中学校区内の小・中学校が連携した取組

- ・あいさつ運動の実施
- ・教員交流による異校種及び児童生徒理解
- ・児童生徒の交流活動の推進
- ・共通指導事項等の確認と各学校段階や児童生徒の発達の段階に応じた実践
- ・児童・生徒指導に係わる情報交換連絡会の実施
- ・新入学生に関する情報交換会の実施（3月）

イ 「いじめ防止強調週間」の取組

- ・教育相談（全学年、全担任）
- ・「いじめ防止強調週間」実施の趣旨やねらいの周知
- ・担任の願いや教師としての経験からの話
- ・よりよい学校・学年・学級づくりのための集会
- ・校長講話
- ・学年共通の資料を使った道徳の時間の実践（友だちや仲間について考える）

- ・いじめ防止強調週間の振り返り
- ・アンケート（心の声アンケート）

ウ 生徒がいじめゼロに向け主体的に行う取組

- ・学級活動での「いじめゼロ」に向けた話し合い
- ・いじめゼロこどもサミット参加生徒の報告及び意見発表
- ・生徒会主催による「いじめゼロ集会」の実施

エ 心を育てる、集団を育てる教育活動の展開

- ・道徳の授業の保護者、地域社会への公開（心を育てる学校教育の日）
- ・人権集会の実施
- ・生徒会活動や学年・学校行事など集団活動を通じた豊かな人間関係の醸成
（運動会、輝桜祭、みんキラ等）

オ 学級経営の充実（居がいのある学級づくり／生徒と教師、生徒間の信頼関係の構築）

- ・生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定したり、あいさつや声かけ、給食・休み時間・清掃時間などの機会を通じて、生徒とふれあったりすることを大切にする指導を行う。
- ・班活動や係・当番活動、委員会活動等で学級の一員としての役割を担わせ、みんなの役に立っているという実感（自己肯定感、自己有用感）もてるようにする。
- ・帰りの会での一分間スピーチを通して、互いを認め尊重する態度を育てる。
- ・Q-U検査の結果の分析に基づいて学級経営の改善・充実を図る。
- ・生徒の相談には、カウンセリングマインドに基づいた対応を心がける。

カ 情報モラルに関する授業等の実施

- ・「学級担任が指導する情報安全事例集」（県総合教育センター）の活用。
- ・「情報モラル育成資料集」（県教育委員会）の活用。

②いじめの早期発見

生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 生徒、保護者への相談窓口等の周知

- ・養護教諭や心の教室相談員、スクールカウンセラーとの連携を図る。
- ・教育相談週間や「いじめ防止強調週間」の中で、一人一人の生徒に周知する。
- ・外部の相談機関について生徒や保護者に周知する。
- ・年度当初の学校だより、学年だより、保護者会等で学校への相談方法を家庭に周知するなど相談しやすい環境を整備する。

イ 生活ノートの活用

生活ノートを活用して生徒の思いや願い、悩み等を学級担任が受け止め、明るい展望のもてる指導・助言等を通して、教師と生徒とのあたたかな信頼関係を構築しながら、いじめの未然防止、早期発見につなげる。

ウ 教育相談及び定期的なアンケート調査の実施

- ・教育相談担当（養護教諭）を中心とした教育相談体制の確立
- ・定期教育相談の計画的実施（年3回）による積極的な生徒へのアプローチ
- ・教育相談の事前アンケートと心の声アンケートの実施

エ 家庭と連携を図った情報通信機器によるネットいじめ等の早期発見

- ・家庭のルールづくりの啓発と家庭からの情報収集、フィルタリング、パソコンの安全管理、子どもとのコミュニケーションの推進。（学年PTA、通信等）

・いじめや人権に関わる書き込み等を発見した場合、その状況を確認し記録を残すとともに書き込みの削除依頼を行う。

・「いじめをなくすために」（保護者用いじめ発見のためのチェックシート）を活用した保護者との連携。

オ 「学校いじめ防止基本方針」「いじめのない学校づくりに向けた提言」「いじめ対策アクションプラン」等を活用した校内研修の実施

- ・現職教育でいじめ防止等に関する研修の実施。
- ・生徒指導部会及び適応指導部会における生徒の現状確認と、事案ごとへの対応状況の確認と評価・検討。
- ・学年会議において、いじめ防止対策に係わる学年体制の評価・検討。

③いじめの対処

事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア 「校内いじめ対策委員会」を中心とした事実確認。

※被害者、加害者、関係生徒から事情を聞くなどして正確に事実関係を把握する。

イ いじめられた生徒及び保護者に対する親身な支援といじめを行った生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及び、その保護者への継続的な指導、助言等。

ウ いじめの解決に向けた、保護者や市、関係機関、団体等との連携。

エ いじめが犯罪行為としてとり扱われるべき場合等の警察への相談・通報。

<いじめられている生徒への対応>

※いじめを受けた生徒の教育を受ける権利等が擁護されているように配慮する。

ア 心のケアを図る

- ・いじめられている子どもの心情を十分理解し、「絶対に守る」という学校の

意思を伝え、心のケアと併せて登下校や休み時間、清掃の時間などの安全確保に努める。

- ・本人の訴えを真剣に共感的に受け止め、心の痛みを和らげるとともに、不安の解消を図る。

イ 今後の対応について、共に考えていく

- ・いじめを解決する方法について、話し合っ**て決めていく。本人の意思を無視して強引に解決を進めない**ように配慮する。

- ・**保護者との連携を図り**、対応策について十分に説明し了承を得る。

- ・生徒指導部会や校内いじめ対策組織において、指導方針を共通理解した上で役割分担し、迅速な対応を進める。

ウ 活躍の場や機会を多く設定し、認め励ます（存在感、共感的理解、自己決定）

- ・目標を設定させ、努力する過程で認め、励ます。
- ・活躍する場や機会を設定し、達成感や充実感を味わわせる。

エ 温かい人間関係をつくる

- ・子どもに積極的に声をかけ、いつでも相談できる雰囲気をつくる。
- ・人間不信に陥らせないため、温かな学級づくりに努める。

<いじめている生徒への対応>

ア いじめの事実を確認する

- ・感情的になっ**たり決めつけたりせず、冷静客観的に事実経過を確認する。**

いじめている子が複数の場合は、複数の教師で分担して同時に事実と経過を聞く。

イ いじめの背景や要因の理解に努める

- ・いじめた理由や動機を聞き、本人の心の内を理解する。

ウ いじめられている子の苦しみや心の痛みに気付かせる

- ・相手の苦悩を理解させる。
- ・指導は迅速でなければならないが、解決を急ぐあまり不満感や不信感を残してしまい、さらなるいじめに発展することがないよう留意する。

エ 今後の生き方を考える

- ・**再びいじめをすることがないように、思いやりの心や規範意識の醸成、人間関係の改善に向けて継続的に指導・援助する。**
- ・自分の良い面に気付かせ、それを生かせるように援助する。

オ 別室での学習

- ・必要があると認めるときは保護者の了解の下、いじめを行った生徒についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなどいじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。

<周りの生徒への対応>

ア 自分の問題として捉えさせる

- ・見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。

イ いじめられている生徒の苦しみや心の痛みに気付かせる

- ・観衆や傍観者がいじめられている生徒に与える苦痛の大きさを理解させる。

<家庭との連携>

ア いじめられている生徒の保護者に対して

- ・子どもの辛さや苦しさに対して、精一杯の理解を示す。
- ・子どもをいじめから守るために、学校は全力を尽くすことを伝える。
- ・家庭では、子どもに寄り添いながら親子のコミュニケーションを大切にするよう協力を求める。

イ いじめている生徒の保護者に対して

- ・保護者と面談し、事実関係を丁寧に説明する。
 - ・一方的に責めるのではなく、その生徒や保護者の心情にも配慮する。
 - ・いじめの解決には、保護者の協力が必要であることを伝える。
- ※いじめの当事者の保護者同士の間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報について関係保護者と共有を図る。

<関係機関との連携>

ア いじめの通報を受けたときや生徒がいじめられていると思われるときは、速やかにいじめの有無の確認を行うとともに、その結果を市教委に報告する。

(第23条の2)

イ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは警察と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に、援助を求める。(第23条の6)

ウ 関係機関等と連携し、生徒の見守り等の体制をつくる。

<重大事態の場合> (第28条の1)

○重大事態の定義

- ア いじめにより生徒の声明、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

○重大事態の報告

上記のア、イ、ウに該当する重大事態が発生した場合は直ちに教育委員会に報告する。

○重大事態の調査

上記のア、イ、ウに該当する重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。

※ この調査を行ったときは、そのいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。(第28条の2)

3 取組の充実に向けて

- (1) この「学校いじめ防止基本方針」について、保護者へその概要を周知し学校がいじめ防止に係る取組に対する理解を得る。また、周知に当たっては、学校だより等を活用し、いじめ防止のための対策を学校、家庭及び地域との連携の下に推進する。
- (2) 本校におけるいじめ防止に係る取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、校内運営委員会や「校内いじめ対策組織」等において定期的に点検したり、「学校いじめ防止基本方針」「いじめのない学校づくりに向けた提言」等に照らしたりして評価し、取組内容や取組方法の改善を不断に行う。